



山 国 協 第 2 号  
平成20年10月31日

山 形 県 知 事 殿

山形県国民保護協議会

会 長 齋 藤 弘

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
第34条第1項の規定により山形県知事が作成する国民の保護  
に関する計画の変更について（答申）

平成20年10月31日付け総防第1040号で諮問のあった武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項の規定により山形県知事が作成する国民の保護に関する計画（以下「山形県国民保護計画」という。）の変更について、下記のとおり答申します。

記

山形県国民保護計画については、山形県国民保護計画（変更原案）を踏まえて変更することが適当である。